

# I 調査の概要

# 平成13年事業所・企業統計調査の概要

## 1 調査の目的

事業所・企業統計調査は、我が国のすべての事業所及び企業を対象として、事業の種類や従業者数などの事業所及び企業の基本的事項について調査をするものである。

これにより、事業所の地域別、産業別、従業者規模別などの分布を明らかにし、国をはじめとする各種行政施策の企画立案のための基礎資料を提供するとともに、各種統計調査実施のための資料を提供することを目的としている。

## 2 調査の沿革

調査は統計法に基づく指定統計調査（指定統計第2号）として、「事業所統計調査」の名称で昭和22年に開始された。平成8年の調査から企業の活動実態把握を充実させたことに伴い、「事業所・企業統計調査」と名称が変更された。

調査は昭和23年調査から昭和56年調査までは3年ごと、昭和61年以降は5年ごとに実施されている。なお、民営事業所を対象として平成元年及び平成6年に事業所名簿整備のための調査が実施されており、平成8年調査の際、この中間年の調査は事業所・企業統計調査の簡易調査と位置づけられた。平成11年調査は簡易調査として初めて実施され、これを含めて、平成13年調査は第18回目に当たる。

今回調査では、従来調査項目に加えて、近年の企業活動の多角化、企業再編の活発化及び企業活動における情報化の進展等を踏まえ、企業グループの構造、企業の合併・分割の状況、電子商取引の状況等、企業関連項目の充実を図ったり、記入者負担の軽減等の観点から、調査事項の一部をあらかじめ印刷（プレプリント）したり、調査票の文字や様式を大型化するなどして実施された。

## 3 調査の期日

平成13年10月1日現在で実施。

## 4 調査の対象

調査日現在、さいたま市内に所在するすべての事業所。ただし、次の事業所は除いた。

- (1) 個人で農業・林業・漁業のみを行っている、農・林・漁家。
- (2) 個人の家庭に雇用されて家事労働に従事する人などの家事サービス業。
- (3) 大使館・領事館など外国公務に従事する事業所
- (4) また、次の事業所は、調査技術上の観点から対象外とした。
  - ア 劇場、運動競技場、駅の改札口内などの有料施設の中にある事業所。
  - イ 家事労働の傍ら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯
- (5) なお、次の事業所は、事業所・企業統計調査という事業所に含めていない。
  - ア 収入を得て働く専従の従業者がいない事業所
  - イ 開業準備中、生産中、休業中で、調査期日に専従の従業者がいない事業所
  - ウ 季節的に営業する事業所で、調査期日に専従の従業者がいないもの
- (6) 百貨店、スーパーマーケットなどの構内で「消化仕入れ」している事業所や専従の従業者がいない事業所（テナントは調査対象とする）

\*消化仕入れ：百貨店やスーパーなどが他の販売業者に店舗内の一部で商品を販売させ、売上金は百貨店やスーパーが一括管理し、一定期日に販売した商品の仕入れ総額を販売業者に支払う形態

\*テナント：百貨店やスーパーなどの構内の一区画を賃借し出店している別経営の事業所

## 5 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。

なお、事業所としての取扱いに関し、次に掲げるものについては、特例を設けた。

### (1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査した。

また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事務所又は自宅で、その従業者も含めて調査した。

### (2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所とした。

鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所とした。ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査した。

### (3) 学校

小学校、中学校などが併設されている場合は、それぞれを1事業所とした。したがって、同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所とした。

ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査した。

### (4) 国及び地方公共団体等の機関

国及び地方公共団体等の機関については、法令により独立の機関として設置されている機関を1経営主体とみなし、それぞれの場所ごとに1事業所とした。

ただし、一般行政事務、立法事務又は司法事務を行っている機関の中に、それ以外の現業的業務を行っている機関がある場合は、「課」又は「それに準ずる機関」を単位として、それぞれの場所ごとに別の事業所とした。

## 6 調査の方法

調査は甲調査と乙調査に分けて実施した。

### (1) 甲調査は民営事業所を対象とする全数

調査で、調査員が調査票甲（付録甲調査票様式参照）を配布、収集する方法により調査した。

### (2) 乙調査は国及び地方公共団体の事業所を対象とする調査票乙（付録乙調査票様式参照）による全数調査。